◇国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一六号）（内閣官房）

1　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第七九号）の施行に伴い、その在職期間が特別職の職員としての在職期間とみなされる職員に係る規定の整備等を行うこととした。（第一条の二及び第三条関係）

2　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（内閣官房）

1　再就職の約束に係る離職前の届出事項に、約束前の求職開始日、約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びに官民人材交流センターの援助以外の離職後の就職の援助（職員となった後に行われたものに限る。以下「センター以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容を追加することとした。（第二九条第三項及び第三四条関係）

2　再就職に係る離職後の届出事項に、離職前の求職開始日、離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びにセンター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容を追加することとした。（第二九条第三項及び第三四条関係）

3　再就職の約束に係る離職前の届出に係る者に係る公表事項に、約束前の求職開始日、再就職の約束をした日並びに約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第三五条第二項第一号及び第三八条第一号関係）

4　再就職に係る離職後の届出に係る者に係る公表事項に、離職前の求職開始日並びに離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第三五条第二項第二号及び第三八条第一号関係）

5　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一八号）（内閣官房）

1　再就職の約束に係る離職前の届出事項に、約束前の求職開始日、約束前の求職開始日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びに官民人材交流センターの援助以外の離職後の就職の援助（行政執行法人の役員となった後に行われたものに限る。以下「センター以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容を追加することとした。（第一三条第四項関係）

2　再就職に係る離職後の届出事項に、離職前の求職開始日、離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びにセンター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容を追加することとした。（第一五条第三項及び第二〇条関係）

3　再就職の約束に係る離職前の届出に係る者に係る公表事項に、約束前の求職開始日、再就職の約束をした日並びに約束前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第二一条第二項第一号及び第二三条第二号関係）

4　再就職に係る離職後の届出に係る者に係る公表事項に、離職前の求職開始日並びに離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第二一条第二項第一号及び第二三条第一号関係）

5　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第三一九号）（国土交通省）

1　公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎となる収入の計算について、同一生計配偶者に係る控除を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三二〇号）（防衛省）

1　再就職に係る届出事項に関する事項

(一)　自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号。以下「法」という。）第六五条の一一第一項の規定による届出事項に、約束前の求職開始日、約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びに防衛大臣又は官民人材交流センターの援助以外の離職後の就職の援助（隊員となった後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容を追加することとした。（第八七条の二三関係）

(二)　法第六五条の一一第三項又は第四項の規定による届出事項に、離職前の求職開始日、離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容、再就職先の連絡先並びに防衛大臣等以外の援助の内容を追加することとした。（第八七条の二六及び第八七条の三一関係）

2　内閣による再就職の状況に係る公表事項及び防衛大臣による利害関係企業等への求職の承認を得た管理職隊員に係る再就職後の公表事項に関する事項

(一)　法第六五条の一一第一項の規定による届出に係る者に係る公表事項に、約束前の求職開始日、再就職の約束をした日並びに約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第八七条の三三第一号及び第八七条の三四第一号関係）

(二)　法第六五条の一一第三項又は第四項の規定による届出に係る者に係る公表事項に、離職前の求職開始日並びに離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容を追加することとした。（第八七条の三三第一号及び第八七条の三四第一号関係）

3　施行期日等に関する事項

(一)　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

(二)　この政令は、平成三〇年一月一日から施行するものとした。